

「21 世紀型の消費者政策の在り方について」の構成に沿った課題の実施状況の整理（立法の動きを中心に）

【第 1 章 21 世紀型消費者政策の検討の背景】

第 1 節 消費者を取り巻く環境の変化

- ・行政手法の事前規制型から事後チェック型への転換
- ・IT 化、国際化の進展
- ・少子高齢化、単身世帯の増加などの国民のライフスタイルの多様化

第 2 節 消費者問題の推移と消費者政策

第 3 節 消費者政策の抜本的見直しの必要性

【第 2 章 21 世紀型消費者政策の在り方】

第 1 節 消費者政策の理念

- ・消費者の位置付けの転換－保護から自立へ－
(消費者基本法)
- ・市場メカニズムの活用－事前規制から事後チェックへの重点シフト－
- ・情報公開と事業者のコンプライアンス経営

第 2 節 各主体の責務・役割

第 3 節 消費者政策の方向性

【第 3 章 消費者政策の展開】

第 1 節 消費者の安全確保

第 2 節 消費者契約の適正化

1. 事業者による情報提供と勧誘行為の適正化

(1) 消費者に対する情報提供

(消費者契約法 <情報提供努力義務>)

(2) 広告・表示の適正化

(3) 表示ルールの充実

(食品表示法)

(4) 執拗な勧誘

(特定商取引法 <再勧誘の禁止>)

(5) 消費者の特性に応じた勧誘

(消費者契約法 <不当勧誘に関する民事ルールの強化>)

2. 競争政策との連携

(景品表示法 <同法の消費者庁への移管(執行に関する公取地方事務所との連携強化等)>)

3. 指定商品・指定役務制の在り方

(特定商取引法 <指定商品・指定役務制の廃止、指定権利の見直し>)

4. 消費者信用の適正化

(貸金業法 <総量規制等>)

第3節 消費者教育の充実

第4節 苦情処理・紛争解決

・多様な裁判外紛争解決(ADR)の整備

(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)、独立行政法人国民生活センター法 <紛争解決委員会の設置>)

第5節 IT化、国際及び環境問題への対応

1. IT化への進展への対応

2. 国際化の視点

(法の適用に関する通則法、越境消費者センターの設置)

3. 消費者政策における環境問題への対応

【第4章 消費者政策の実効性確保】

第1節 行政の推進体制

1. 国の推進体制

(消費者庁及び消費者委員会設置法)

2. 地方の推進体制

(消費者安全法<消費生活センター、消費生活相談員等の法定化>)

3. 国民生活センターの役割

第2節 違法・不当行為の抑止と監視

1. 抑止策

(1) 行政処分

(景品表示法 <課徴金制度>、特定商取引法 <業務禁止命令>)

(2) 行政刑罰

(特定商取引法 <罰金引上げ>)

- (3) 事業者名の公表
- (4) 連邦量刑ガイドライン的考え方の導入

2. 監視・取締り

- (1) 行政による監視・取締りの強化
- (2) 消費者による監視

(食品表示法 <申出権>)

第3節 自主行動基準の策定・運用

- ・事業者・事業者団体の自主行動基準策定・運用
- ・行政による自主行動基準策定・運用の促進

第4節 公益通報者保護制度の整備

(公益通報者保護法 (現在、専門調査会を設置し検討中))

第5節 消費者団体訴訟制度

(消費者契約法 <消費者団体訴訟制度>、消費者裁判手続特例法、独立行政法人国民生活センター法 <被害回復・立担保>)

【第5章 消費者保護基本法の見直し】

第1節 消費者保護基本法見直しの必要性

第2節 見直しの方向性

※ () 内は、国生審部会報告書取りまとめ後の主な関係法令の動きを記載。

以上